

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二
第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正

一 令和七年度における恩給改定率を一・〇四七と定めること。
(第一条関係)

二 扶助料等の年額に係る加算額に加算する額を定めること。
(第二条関係)

第二 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正

寡婦加算の調整に関する基準額を八十三万円に引き上げること。
(第二条関係)

第三 施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行すること。
(附則関係)